

熊刑企第730号  
平成29年9月25日

証拠物件等取扱保管要綱の制定について（通達）

**【概要】**

本通達は、犯罪捜査に関して押収した証拠物件の取扱い及び保管について、休日その他の執務時間外において証拠物件を押収した場合の具体的な取扱い及び保管要領、並びに引継要領（証拠物件取扱保管要領）を定めたものである。